

仮名文書の形容詞（三）

——高頻度形容詞「ながし」——

辛 島 美 絵

（一九九八年五月二十日受理）

一 はじめに

本稿は、鎌倉時代の仮名文書の高頻度形容詞についての拙稿「仮名文書の形容詞（一）」「仮名文書の形容詞（二）」^{〔注1〕}の続編である。前稿（一）、（二）で取り上げた頻度順第一位～第四位の「なし」「おなじ」「かしこし」「くがたし」に続き、本稿では第五位の「ながし」について報告、考察を行う。仮名文書の形容詞研究の目的や方法、テキスト、形容詞語彙一覧等については前稿（一）を、古文書、仮名文書の国語学的研究の必要性や重要性については拙稿他^{〔注2〕}を参照されたい。

「ながし」は古代より現代に至るまで、様々な文献で用いられている形容詞であるが、前稿（一）の〈別表2〉に挙げた中古・中世の諸資料における数値を見ても分かるように、その使用頻度は必ずしも高くない。ここでは仮名文書における「ながし」の使用状況を他の資料のそれと比較しつつ、仮名文書に「ながし」が多用される理由を考察して行く。

仮名文書の「ながし」の特色としてまず挙げられるのは、用例のほとんどが連用修飾に用いられることがある。〈別表14〉に仮名文書と〈別表2〉で取り上げた他の資料における「ながし」の活用形を挙げてるので参考されたい。他の資料でも連用形「ながく」は一番多く使われる活用形ではあるが、連体形もそれに劣らず多用されている。ところが仮名文書においては「ながく」が九割以上をしめ、他の活用形は極端に少ない。用例は後に列挙するが、仮名文書において「ながく」が副詞的な用い方をされていることは、その大きな特色として押さえておくべきである。

また、仮名文書の「ながし」は、ほとんどが〈時間的な長さ〉を表す。〈別表15〉は、それぞれの資料で「ながし」が物

体と時間のどちらに使用されているかをまとめたものである。

仮名文書以外のほとんどの資料では、〈物体の長さ〉の用例もある程度指摘できるが、仮名文書では、

①天変と申て、彗星長く東西に渡り、地天と申て大地をくつかえすこと、大海の船を大風の時、大波のくつかへすに似たり。

（弘安一）（一二七八）年九月六日 日蓮書状 一七巻一三
一六九号三三四頁 『昭定』一五六頁

のような〈物体の長さ〉をいう例は、全体の一パーセントあまりにすぎない。

すなわち、仮名文書で多用されるのは、（時間的に）ながく、という形式・用法だということになる。

二ノ一 譲渡・売買関係の語を修飾する「ながし」

この（時間的に）ながくが、具体的にどのような動作・

状態を修飾するかを調べてみると、特定の傾向があることに気付く。すなわち、全体の半数近くの「ながし」が「売る」

「譲る」「寄進す」等の譲渡や売買に関する語を修飾しているのである（別表16参照）。たとえば、
①せうふんす、二てうのた四へぬし。

いせのまつせんに、なかくゆつるところ也。たのさまたけあるからす。しゝさかいハ、けむのをもてに見ゆ。せうしうのあひた、こまかにしるすにおよはす。

けんち三ねん十一月廿三日

しやうによう（花押）

（建治三）（一二七七）年一一月二三日 しやうによう田地讓

状 九条家文書 一七巻一二九一九号一八二頁 写真
は証文の譲状における例であるが、「ながく」は波線の「ゆつる」を修飾する。また、

②うりわたすたんなの事。

右、たんなハ、ミ、ようくあるにて、大やうハうのほ
うけんの御ハうに、ようとう一貫文になかくうりわたしま
いらせ候ところしちなり。もしこのたんなに万一もちかい
め候ハん時ハ、なにものにて候とも、このようとうにあた
り候ハんほと、をしとられまいらせ候へく候。よてのちの

ために、せうもんの状如件。

正安貳年八月五日

くわのあこ女（略押）

（正安二）（一三〇〇）年八月五日 くわのあこ女檀那売券
紀伊米良文書 二七巻二〇五七〇号二一二頁 写真

は、同じく証文の売券の例であるが、ここでは「うりわたし

まいらせ」を修飾し、そして、

③奉寄進 法性寺大路二橋没官領事。

合巻所者

⋮

右、件没官領者、惡七兵衛之跡にて候を、最明寺殿より相承し候て、いまに相違なく候を、後世菩提を訪われ申候ハんかために、三聖寺長老へ、なかく寄進申ところなり。向後更此地におき候て、他人の妨あるましく候。仍為後日、寄進之状如件。

文永十年六月一日

玄海（花押）

（文永一〇一二七三）年六月一日 玄海所領寄進状 山城

万寿寺文書 一五卷一 一三三六号 一三三貢 影写

は神仏に奉る文書である寄進状における例で、「寄進申」を修饰する。他にも譲渡・売買関係語として「別表16」にあげた諸語は、

④うりわたすたの事。：しかるお、りやうほうはうに、米さ

ん石ニ、なかくりやうほうはうにわたしおわんぬ。

（文治六一二九〇）年八月一二日 僧某田地売券 高野山

文書又続宝簡集三六 一卷四四二号三五七頁 影写

⑤一 寺領の事。伊予国新居庄を寄進して、なかく寺用の料
庄ニあておく。

（文永九一二七二）年八月 源実朝室（坊門信清女）置文
写 山城大通寺文書 一五卷一一〇九三号一四頁 影写本
により「あてをく」を「あておく」に改めた

⑥かりうくる利錢の事。⋮たゞし、しち物にハ、日ゆうし
てんのけんを、 ireをきまいらせ候。もし一はいおすき候
ハ、このしやうおうりけんとして、しやうあミたふに、
なかくとりなかされまいらせ候へく候。

（正応四一二九一）年一〇月二日 しんれん利錢借券 田
中忠三郎氏文書 二三卷一七七二一号一六〇頁 写真によ

り「一はいを」を「一はいお」に、「このしやうを」を「こ
のしやうお」に改めた

⑦ゆつりわたす：下司くもん三そくの事。右、くたんの三そ
くは：あねこせんうねめはりまとのに、なかくさりまい
せ候。

（寛元二一二四四）年二月三日 僧憲快所職去状案 東寺

百合文書京 九卷六二七一號五九頁 影写

⑧奉施入。：此御地ハ、：仏法をあかめ、にしをこんりうせ
んために、ひくに如大房に、永代をかきりて、なかく施入
したてまつる。

（建治三一二七七）年八月二九日 理宝施入状案 山城寶
鏡寺文書 一七卷一二八三三号一三七頁 写真

⑨はまのち、御くたしふみをあいそへて、しゃうそくあんゑ、
なかくきしむしてまつるところなり。

〔元亨二（一三三二）年一二月一六日 了意寄進状 相模円
覚寺文書 三六卷二八二八一號三一二頁〕

⑩大井のしやうの下司しきの事、…そせうをたつするきさみ、
…こたのせんくわをかりうけて、そせうをしやうすしをハ
りぬ。しかるに、くたんのりせにきうせいをいたさすハ、
大井のしやうの下しきならひにせうもん等、なかく一あ
ミたふニうりしんするよし、状をいたすところ也。

〔建治二（一二七六）年一二月二十五日 沙弥実円（惟宗言光）
起請文 東南院文書七ノ一 一六卷一二六〇六号三七三
頁〕

つまり、「売る」「寄進す」等の語を修飾し、それが「以後の未来
の期間に渡る」ことをしめす重要な語となつてゐる。同時に、
一六〇例あまり（〔別表16〕の譲渡・売買関係語の合計）に上
る用例は、「ながく」をふくむ譲渡・売買の文言がこの類の文
書の定型句となつていたことをも示してゐると思われる。ち
なみに、仮名文書以外の資料では、内容柄このようない譲渡・
売買関係語を修飾する「ながく」はほとんどない（〔別表17〕
参照）。

証文や寄進状において、譲渡・売買の契約期間を示す「なが
く」であり、それが各証文で定型的に使用されたことが、仮
名文書の「ながし」多用の主因になつてゐると見ることがで
きる。

二ノ二 その他の契約・命令の期間を表す「ながし」

等の如く、譲状、置文、売券、借券他の物件の移動に関する
証文と、寄進状や施入状などのような神仏への物の移動に関
する神仏に奉る文書、さらには⑩ののような物の譲渡・売買を
内容に含み持つ文書において、その譲渡や貸借、売買、施入
の期間について「ながく」譲渡・売買・貸借・寄進するの
ように使用されるものばかりである。このことは、各文書類
別に整理した数値（〔別表16〕参照）を見ても理解できるはず
である。

このような文書では、「ながし」は契約内容の根幹を担う「譲

る」「売る」「寄進す」等の語を修飾し、それが「以後の未来
の期間に渡る」ことをしめす重要な語となつてゐる。同時に、
あらわす用語に「ながく」が用いられるることは多い。この場
合も右と同様に「ながく」が修飾する活用語の多くは「べし」
を伴い、文書が作成された時点より未来の期間を表現する。
たとえば下達文書では、

①葛川浪人等。与三、安主、三、かうし四郎、平太郎。右輩、：。於向後者、永不可被准浪人。且惣住人等、可存此旨之由、可被下知者、依仰執達如件。

（文保二（一三一八）年一二月 近江無動寺預所下知状案

近江葛川明王院文書 三五卷二六九一九号七六頁）

のように、命令された事柄・状態の期間をあらわし、上申文

書では、①のような裁定を望んで、

②天野社長床衆等謹言上。於当社長床者、永奉返 御室、於

石走村者奉返諸衆、永欲断絶長床方社家仏神事子細事。

（年未詳 紀伊天野社長床衆申状案 高野山文書寶簡集三

八 二七卷二〇五八九号二一九頁 影写）

のよう、上位者に対し要求する事柄・状態の期間に「ながく」を用いる。^{〔注3〕}

また証文は、ここでも用例数が突出しており（別表16）の証文の欄参照）、

③るすしきにをいてハ、このしやうをまもりて、あまかしそん、なかくあひつくへきものなり。よてのちのために、しやうくたんのことし。

（弘安三（一二八〇）年一〇月二六日 尼覺信敷地譲状 山城本願寺文書 一九卷一四一五六号一〇六頁 写真）

④申ウクルカチセニノ事。：マイ子ム一石二斗五升ノヨ子

ヲ、ケタインク、タイシトノニ、ハカリマイラセ候ヘシ。

モシケタイアラハ、サキノカチシセニノシチヲ、ヒトツニ

フサネ子テ、ナカクトラレマイラセ候ヘシ。

（弘安九（一二八六）年一〇月二九日 紀真俊利錢借券 高

野山文書続寶簡集六八 二一卷一六〇一八号一五〇頁 影

写）

⑤しかるに、ふけん丸におきては、…きやうたいたるによて、このところを、なかくさうてんする物なり。

（永仁三（一二九五）年三月一五日 菅原幸信譲状 田代文

書 二四卷一八七八一号二四三頁 影写）

⑥これをてつきしんけんとして、なかくちきやうせらるへし。もしもんそありとかうして、いらん申ものありとも、さらにもちいられ候ましく候。よてゆつり状如件。

（嘉元四（一三〇六）年四月八日 尼妙阿田地譲状 白河本東寺文書八一 二九卷二二六〇二号三三九頁 写真により

「もんそありと」を「もしもんそありと」に、「もちいられましく」を「もちいられ候ましく」に改めた）

⑦次しねはの女子行胤か妹、これありといへとも、ふけうをけんするによて、なかくきせつし畢。そのむねを存知すべし。

大悲山文書 三二二卷二五〇四二号三六三頁

のよう^に、譲状やその他の契約状においてその契約や命令の期間を提示する。

さらに、その契約や命令の違反、妨害に対する罰則の期間についても、

⑧ いらんおいたさんにをきてハ、明心かそりやうにをきてハ、

一ふんたりといふとも、ちきやうすへからす。なかくふけうのこたるへし。

△正応一(一二八九)年六月二六日 深堀明心(時光) 同時
仲連署譲状 肥前深堀家文書 二二卷一七〇四七号二五三

頁 写真

⑨ □ねうはう一このうちに□□(こゝカ)ろにそむき候はゝ、
なかくふけうのものにて、なかつなかあとを、一えんにし

るへからす。

△正和五(一三一六)年一月二〇日 色部長綱譲状案 米
沢図書館蔵色部氏文書 三四卷追加二六〇二六B号三九一

頁 影写

の如く「ながく」が用いられるが、これは、上申文書の起請

文の神文(起請文後半の勧請及び呪詛文言)で、次のように約束違反の時の神罰の期間に「ながく」が用いられているのと軌を一にすると考えられる。すなわち、

⑩ 又すへていま申あけ候□(事カ)、ひと事として、そら事を

も申あけ候ハゝ、けんせにハ伊勢太神宮の神罰をまかりかふ□(りカ)候ひて、しそんなかくみにつかまつらす、

こせにハ三あくたうにおちて、なかくうかふこ(期)なき身にまかりなり候へし。

△建久九(一一九八)年一〇月以前 小槻隆職起請文 書陵
部谷森文書 二卷一〇〇六号三一八頁

⑪ 若このとうく、偽申上候ハゝ、今生にてハ、家内にてハ

七病悪をゑてたゝ(ヘカ)る事なく、後生にては、無間大
地獄のかまのみくつになりて、又二度生ある□□たにうま
るゝほしをゑすして、永はて候へし。

△延慶三(一三一〇)年 源藤三起請文 近江葛川明王院文
書 三一卷二三九三〇号二四九頁

など。

また、打ち消し表現を伴う用例(△別表18 参照)のうち、
証文では半数以上が、

⑫ ゆつりわたすむさしのくにこまのこほり…、ふしのむすめ
と、よいや御せんに、ゑいたいをかきりて、ゆつりわたす
ところ也。なかくたのさまたけあるへからす。

△宝治二(一二四八)年二月二八日 かけさね譲状 陸奥新
渡戸文書 一〇卷六九四二号六頁 影写

⑬ミキの田ハ、…女子まつこせんに、ほんけんあいそゑて、ゆつりわたすところしち也。なかくわづらひあるへからす。

〈建長二（一二五〇）年三月二一日　なかいゑ豆田譲状 東

寺百合文書モ　一〇卷七一八八号一五二頁 影写〉

⑭くたんのたハ…、やくし御せんにうりわたし候ぬ。なかくさまたけわづらひあるへからす候。あなかしこく。

〈建治三（一二七七）年一二月二〇日 清原氏女田地売券

山城大徳寺文書 一七卷一二九四〇号一九一頁 影写〉

のような契約の妨害を諒める文脈で使用されており、これも前稿（二）でのべた「相違なし」「妨げなし」「煩いなし」の類と同じく証文における定型句として使用されている。

二ノ三 祈請用語としての「ながし」

いま一つの特色として挙げられるのは、願文を中心用いられる、祈請文句の「ながく」である。

①なかくふくさいわひあらセさせ候。

□□セあんをんこしやうせんそ。

平王寿

〈弘安五（一二八二）年七月二三日 平王寿願文 武藏峰岡

八幡宮蔵僧形神像胎内文書 一九卷一四六六四号三三六頁
『新編埼玉県史 資料編五』では「させ候」は「させ給□」

ひさハ、あきつな・くにむねをこえて、算博士をつたへ候

にき。

〈建久九（一一九八）年一〇月以前 小梶隆職起請文 書陵

部谷森文書 二卷一〇〇六号三一六頁〉

⑯よしかハのむらのうち…ハたけ一たんハ、せんねんのころ、さいしやうのあざりの御ハうに、なかくうりわたしまいらせ候ところに、

〈永仁五（一二九七）年一一月二九日 尼心蓮房契状 摂津勝尾寺文書 二六卷一九五五〇号七三頁 影写〉

の如く用いられていることからも理解されよう。

②なかくめんしゆと八なんとつむちも、こせんのしんをはなれ、まんかいこしされ候として、ほつしやうしんによをせ

たして、もろくのししやうをさいとすへきなり。

〔永仁〕（一二九三）年九月七日 忠願願文 大和西大寺藏
騎獅子文殊菩薩像胎内文書 二四卷一八三五七号五四頁）
③カナラスくコレラノ衆生ヨリハシメテ一切衆生ミナく
仏トナサセ給ヘ。ナカクリムエノコウヲハナレテ。

〔正嘉〕（一二五八）年四月 祚迦念佛結縁交名 大和唐招
提寺礼堂祚迦如來像胎内文書 一一卷八二二六号二七七
頁）

④一、サかえなかく、ふちわらの女、けんせうちうたすけて
たひをハしまし候ヘ。

〔弘安〕（一二八二）年七月二三日 某願文 武藏峰岡八幡

宮藏僧形神像胎内文書 一九卷一四六五六号三三四頁）

⑤なかく女にんのしんをハなれて、やう□にて、いさいのす
しやうをさとしせん。

〔永仁〕（一二九三）年九月一日 しやうを願文 大和西
大寺藏騎獅子文殊菩薩像胎内文書 二四卷一八三六二号五
六頁）

のように神仏に対し未来の期間に渡る幸福や救済を願う文
中で使用される。この場合に希望される事柄（幸福・救済等）
の期間はみな「ながく」と決まっており、これも定型的であ
る。

このような希望する事柄・状態の期間をあらわす用法は二
ノ二の②に挙げた上申文書における上位者への要求に用いら
れる「ながく」と通じるものであり、同時に二ノ二の⑩～⑪
の起請文で神仏から罰を受ける期間として「ながく」が用い
られていることとも通じている。^(注4) 神仏に奉る文書におけるこ
のような「ながく」も広くは「神仏との契約」であり、如上
と同じく「契約期間用語」としてまとめることが可能であろ
う。

二ノ四 使用状況のまとめ

このように見えてくると、「ながく」は、売手と買手、親と
子、上位者と下位者、さらには神仏と人間との、実にさまざま
な契約において「現時点から将来に渡る約束事の期間」を
あらわす語として定型的に使用されていることが分かる。「な
がく」は仮名文書における契約・約束のキーワードであると
いつてもよいだろう。

三 仮名文書に「ながし」が好まれた理由

それにしても、「ながし」という相対的な量しか示さない抽

象的ともいえる形容詞が、契約という双方の理解を必要とする事柄においてかくも好まれることには、やや奇妙の感を覚える。

菊地康明氏は、古代の土地売買における「永」の語について、

永・常地とは、一般貸借契約のように質地の受戻期限＝債務弁済期限を限定しないとの意味だつたといい換えることも可能である。^(注5)

と述べられ、勝俣鎮夫氏は中世においてもこのような考え方が継承されていることを、

わが国の古代社会における土地売却の『売』という語であるが、菊地康明氏の研究によれば、売券などの使用例においては、賃租を表現する『売』と『永売』が存在するが、この『永売』も現在の売と同義語ではなく、永・常であるということは、現代的観念にみられるような抽象的な時間的無限性を意味するのではなく、ある限定に対置されてあらわれる時間を意味するのが永であり常であり、永売地とは『一般貸借契約のように質地の受戻期限を限定しない』との意味であることを明らかにされているのである。

このように、古代の現実の土地売買の語としては、賃租はもちろんのこと、永売においても、今日の如き、その所

有権の完全な移転を意味する語としては存在せず、請戻・買戻が常にその前提とされていたという指摘は重要であり、中世の売地の性格を考える上で、基点とされるべきであると思われる。

さて、中世においては、今日の売買の語に相当する土地の永代売の語が次第に定着していくが、なお買戻付・請戻付の土地売買形態である本物返・年期売などが大きな比重をしめていたことは周知の如くである。特に、後進地域では戦国期に至ってもなお永代売の觀念の定着が必ずしも十分でなかつた。^(注6)

と述べておられる。

これは本稿の二ノ一で扱つたうちの土地売買の語を修飾する「ながく」に関する記述であり、この「永」についての解釈は当時の実態の調査に基づく動かしがたいものと思われる。すると、土地売買における「ながく」は「いつまでに受戻す」という限定⁷⁾に対して相対的に用いられた語で、「受け戻しの期限を決めない、時間を限定しない」という積極的意味を持つて使用されたということになり、その抽象性も解決されるかのようである。

しかし、既述のように「ながく」は土地売買に限らず、寄進・施入や、神仏との約束、下位者への命令、上位者への要

求等で扱われる事柄の期間にも使用されており、鎌倉時代の仮名文書全般を通してかなり固定的、定型的に使用される。たとえば、二ノ三にあげた神仏に対する祈請の「ながく」や二ノ一の寄進状の「ながく」等は、土地売買においてのようには相対する受戻しの期間限定もない^(注7)ため、抽象的な未来、または永遠性をさすと考へるべきである。

同じ古文書という資料で定型的に繰り返し使用される「ながく」が文書によつて「永遠」であつたり「期間をあらかじめ限定せず」であつたりでは、いずれにしろ曖昧な用語であるといわざるを得ない。何故そのような語が契約期間のキイワードのごとくに多用されるのであろうか。

三ノ一 「限永代」等の漢語形と「ながし」

問題解決の糸口があるとすれば、漢字書きの古文書を含めた調査と、「ながく」の類義語との比較、その歴史的考察等であろうか。古文書には仮名書き、漢字書きを問わず「永代」「永年」や「限永代」「限永年」等の漢語が使用されている。これらは前述の「ながく」と同様の文型で多用されており、「ながく」と入れ替え可能な、同様の意味・機能の語であつたと考えてよさそうだ。^(注8)ここでは問題解決の一つの手段として、

古文書における右の漢語形と和語「ながく」の用例の歴史的变化を取り上げたい。以下、順次遡つて両形の推移を見て行く。

まず、鎌倉時代前半では、漢語形と和語「ながく」の頻度の比率は、仮名文書で三対四、漢字書きの文書で四対^(注9)三で、大まかには両文書ともほぼ半々で使用されていると言える。

仮名文書の漢語形の例としては

① ゆつりわたすしりやうのちいその事。

あわせて三たん者

在三条坊門 西京極以東さいとう

さい京さまもんまちてん 加地子田三斗三升、

御公事夫役田五度

右、件てんちハ、きよハラのうちの女さうてんのしりやう也。しかるにほんけんをあいくして、しそくとくす丸に、
ゑいたいをかきりて、ゆつりわたす所しち也。きやうこう
さらにたのさまたけあるへからす。よてこ日きけいのため
に、せうもんのしやう、くたんのことし。

けんりやく二ねん二月二日

きよハラのうちの女（花押）

（建暦二（一二二二）年二月二日 清原氏女譲状 東寺百合文書）

②ゆつりわたす、ふせんのくにしもつみけのこう□（りカ）とくせんのほうのうち四郎丸名のてんはくいやし□（き）らの事。

一所一丁ゑき、一所八反たうめん、一所五反かと□（たカ）、一所五反しまさき、一所三反こいけはくちのふん、一所ほんいやしき、一所二反みやうふかきこくふし。

右、件のてんはくいやしきらハ、いへつねちうたいさうてんしりやう也。しかるを一人のこなきあいた、しやていか

う四郎いえよしに、やうねんをかきて、ゆつりわたすところしつ也。よてこの日のためニ、ゆつりしやうくたんのこ

とし。

ふんりやくくわねん三月十五日

うさのいへつね（花押）

「文暦一（一二三四）年三月一五日 宇佐いへつね田畠譲状

豊前湯屋文書 七巻四七〇四号一五三頁 写真により

「二反みやうふかきこくふし」を「二反みやうふかきこくふし」に改めた

③ゆつりわたすちやくし比志嶋太郎祐範。

さつまの国：以上五ヶ所の事。

右、件の田はく山野ハ、やうそんちうたいさうてん、たうちきやうさをいなきあひた、くわんとう御くたしふミいけ、

調度もんしょ等、いしものこさす、祐範ニゆつりわたす事実也。此旨をもて、永代さをいなくちきやうせしむべきなり。依ゆつり状如件。

建長五年七月十日 法橋栄尊在判

（建長五（一二五三）年七月一〇日 栄尊讓状案 薩摩比志島文書 一〇巻七五八三号三七四頁 影写）

等が挙げられ、漢字書きの文書の「永（ながく）」の例としては

④壳渡進 田地事。

合貳段者宇西門田

在大和国添上郡：

右、件田元者、藤原金剛丸之自父手相伝所領也。而今依有

要用、限直米玖斛、於僧増福上座、相副本券、永壳渡所也。

但置父手次者、依有類地不渡之、面毀畢。為後代沙汰、放

新券文状如件。

正治二年十二月廿日

売人金剛丸（花押）

（以下略）

（正治二（一二一〇〇）年一二月二〇日 藤原金剛丸田地壳券
大和宝珠院文書 二巻一一七四号四二五頁）

同じく漢語の例としては、

⑤活却 替渡田地券文事。

合壱段者…

公事等不可有緩怠、仍為後代龜鏡、讓狀如件。

文治二年九月廿三日

平宗家（花押）

右、件田地者、僧行源相伝私領也。而今依有房並敷地之要用、限永代、相具本券五通、密惠房 替渡事已畢。仍為後日沙汰、放新券文之状如件。

正治二年庚潤二月十七日

僧行源（花押）

（正治一（一一〇〇）年閏二月一七日 僧行源田地房敷地替券 高野山文書統宝簡集六六 二卷一一八号三八四頁

影写本により、「蜜惠房」を「密惠房」に改めた

⑥謹辞 沽却進永作手草庭事。

合壱段者但有余島 在國分寺御領

四至：

右、件草庭元者、紀利包相伝所領也、然今依有直要用、限永年、於僧仁慶沽却進明白也。仍為後日沙汰、勒状如件。

正治三年正月十一日

紀（花押）

（正治三年正月十一日 紀利包草庭売券 摂津

勝尾寺文書 二卷一一八〇号四二八頁 写真）

⑦讓渡 麻生庄公文職並屋敷等事。

合屋一字並資財雜具下人等

右件所職者、平宗家先祖相伝之私領也。而病惱之尅、嫡男家貞仁永代讓渡進畢、世々末代更以不可有他妨、御年貢御

（文治一（一一八六）年九月二三日 平宗家讓狀 出雲蒲生文書 一卷一七八号一一〇頁 影写本により「麻生公文職」を「麻生庄公文職」に、「宗貞」を「家貞」に改めた）

書では漢語形と和語「ながく」の比率は一対四程度である。^{注11} 「ながく」の用例は、仮名文書では

（8）やましろのくに、かみかつらのしやう…事。たまでののりみつかよせふみ、いけのもんそくして、おほやなきとのゝひめみやの御所へなかくゆつりまいらせ候ぬ。ともかくも御心にまかせられ候へく候。

ちうきう四ねん正月十日

在判

（長久四（一〇四三）年一月一〇日 大納言房讓狀案 東寺百合文書ヨ 『平安遺文』二卷六〇三号七五三頁 影写本

により「ひめゆや」を「ひめみや」に改めた）

漢字書きの文書では

⑨從四位上五百井女王家

合墾田伍町在越中國

右、華嚴院永進納如件。

為後日寄進状如件。

長徳三年九月十日

玉手則光判

延暦六年三月廿日

知家事中宮史生從八位下高向村主「諸上」

（延暦六（七八七）年三月二〇日 五百井女王家寄進状 東

南院文書三ノ四一 『平安遺文』一卷二号一頁）

など。また漢語の例は、

（長徳三（九九七）年九月一〇日 玉手則光寄進状案 東寺
百合文書ヨ 『平安遺文』二卷三七三号五〇八頁 影写）

などである。

さらに奈良時代の古文書の状況を見ると、漢語は

（十二）奉 施入 大倭国大仏御燈油免田陸拾陸町事。

合：

右件墾田、充米弐斛伍斗価直、限永年与領戸主從八位上調首新麻呂既訖。望請、依式立券、仍勒保証署名申上、以解。

弘仁九年三月十日 墾田主調首「富麻呂」

弟調首「黒麻呂」（以下略）

（弘仁九（八一八）年三月一〇日 近江国大国郷墾田壳券

東大寺文書 『平安遺文』一卷四四号二九頁）

以前、捧上件物、遠限日月、究未來際、敬納東大寺大仏御灯料、永年莫動、以為福田。若有不道之主邪賊之臣、若犯若破障而不行者、諸仏菩薩：

（天平勝宝二（七五〇）年二月二二日 聖武太上天皇施入御願文 正倉院文書（東南院伍櫃三）『大日本古文書三』三五八頁 写真）

や、『続日本紀』天平一五（七四三）年五月二七日の詔の

（十三）自今以後、任為私財無論三世一身、咸悉永年莫取。

（『新訂増補国史大系統日本紀』卷一五 前編一七四頁）

等に「永年」^{〔注12〕}がある他は、平安時代以降多用される「限永代」

「限永年」は見出しがたく、前掲⑩⑪は古例の部類に属する。一方「永（ながく）」は、

在山城國：

右當所者、桂津守建立之地也。津守津公・兼枝・則光次第知行無相違。爰為奉募御威勢、以當庄限永代、所奉寄進院女坊大納言殿御局也。至中司職者、則光子ミ孫ミ可相伝也。

(14) 右、依勅旨省並職牒、充上件錢值直、永為公地、奉売既畢、今依式、立券如前。

（神護景雲三（七六九）年九月一日 香山薬師寺鎮三綱牒 正倉院文書（東南院肆櫃七）『大日本古文書五』七〇一 頁 写真）

(15) 得彼部高草郡国造難磐之妻子解狀云、「上件墾田、永売寺家、欲足損物」者、

（天平神護一（七六五）年四月二八日 因幡国司牒 正倉院文書（東南院肆櫃二）『大日本古文書五』五二六頁 写真）

のような譲渡・売買の契約期間をあらわす用法や、
(16) 勅、封一百戸、永施秋篠寺。然縁有所念、永入件封。今謂永者是一代耳。

（宝龜一一（七八〇）年六月五日 光仁天皇勅 『新訂増補国史大系続日本紀』卷三六 後編四六一頁）

(17) 越前国田使僧勝緯等状云、「…望請、遣件人等、依前因券、勘定虚実、若有誤給百姓、更收返入寺家、改正図籍、並宛溝堰、永得无損」者

（天平神護三（七六七）年二月一一日 民部省符 正倉院文書（東南院參櫃三五）『大日本古文書五』六四一頁）

のような上位者からの命令や下位者から上位者への要求の文

で使用されるなど、平安・鎌倉時代の古文書でみたのと同様の用い方がなされているが、一番多く用例が拾えるのは、前節二ノ三に挙げた祈請用語としての、

(18) 皇后藤原氏光明子 奉為：敬写大宝積経、以奉資冥助、伏願憑斯勝因、永庇菩提之樹、長遊般若之津。

（天平一二（七四〇）年三月八日 大宝積経卷四六の跋語の願文 京都国立博物館蔵手鑑「藻塙草」『奈良遺文』下卷九八三頁 写真）

(19) 仰願以此功德、…、永覺三界之夢、長息一如之床、廣及有識、共出迷護、到涅槃岸。

（宝龜一〇（七七九）年 大般若波蜜多經卷一七六の跋語の坂上氏成・同秋穂願文 唐招提寺所蔵 『奈良遺文』中巻六三九頁）

(20) 伏願、橋山之鳳輶向蓮場而鳴鑾、…、永証弥高之法身、遠暨存亡、

（神護景雲一（七六八）年五月一三日 勅写一切經奥書（優婆塞戒經卷第二）正倉院御物 『大日本古文書五』七〇一〇頁）

のような例である。

三ノ二 契約期間用語「ながく」の源流

右の⑯～⑳のような奈良時代の祈請の「ながく」は、前述の鎌倉時代の願文の「ながく」と類似の文型で用いられ、同じく希望の事柄・状態の期間をいう用法なので、これが祈請用語として上代から鎌倉時代まで連續して用いられてきたことは間違いない。また、奈良時代から使用され続けてきた約束・契約の「ながく」、上位者への要求の「ながく」等の古文書で使用される様々な「ながく」も、祈請の「ながく」と一連のものだと思われる。二ノ二や二ノ三で、〈契約・命令の違反・妨害に対する罰則の期間〉に使用される証文の「ながく」と〈約束違反時の神罰の期間〉に使用される起請文（神文）

法が古来、祝詞や宣命で

①皇御孫命能長御膳能遠御膳^登聞食故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、称辞竟奉久宣（皇御孫の命の長御膳の遠御膳と聞しめすが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称辞竟へまつらくと宣る）

〈祝詞「六月月次」 岩波書店刊『日本古典文学大系 古事記・祝詞』四一四頁〉

のそれとの共通性や、〈神への要求〉に用いられる願文の「ながく」と〈上位者への要求〉に用いられる上申文書のそれとの共通性に言及したことを思い合わせていただきたい。すべて契約期間用語としてまとめられること、二ノ四でも触れたとおりである。

そこで、契約用語としての起源はというと、奈良時代の古文書に多く見られる⑯～⑳のような祈請の「ながく」がその始まりだつたのではないかと推測される。^{〔註13〕} 神仏関係の文書が

残りやすかつたという事情は考慮するにしても、信仰が古代の人々の生活に密着していたことは言うまでもなく、古くから祈りの場で「ながく」が用いられ、多用されていただろうことは、想像に難くない。それは、「ながく」が多くの資料で「命」等を修飾することの多い（別表17参照）めでたいイメージを持つ語であること――現代でも「末永くお幸せに」のような語が結婚式の祝いのことばとして用いられているが――、また三ノ一⑳にみえるような「永…遠…」という対の用法が古来、祝詞や宣命で

②是者閔母威岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃与天地共長与日月共遠不改常典止立賜比敷賜留法乎、受被賜坐而行賜事止衆被賜而、（是はかけまくも威き近江大津宮に御宇し大倭根子天皇の天地と共に長く日月と共に遠く改るまじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法を、受け賜り坐して行ひ賜ふ事と衆受け賜りて）

（慶雲四（七〇七）年七月一七日 元明天皇即位の宣命 「新訂増補国史大系続日本紀」卷四 前編三一頁）
の「ご」とく祝いの気持ちをこめて□にのぼせられたこと^(註14)等からも推察される。

また、看過できないのは、この「長…遠…」の形が、鎌倉時代の仮名文書にまで受け継がれていることである。たとえば、

③もしこのてうい□（つか）はり申あけ候ハゝ、かミくたんのくわんしやうしたてまつるたいせうしよしんのしんはちミやうはちを、ちかくハ三日、とをくハ七日、なかくとをく、をの／＼しんちうの八万四千のけのあなことに、まかりかふるへきしやう、くたんのことし。

（弘安三（一一八〇）年一一月二五日 肥前浦部島百姓等連署起請文案 肥前青方文書 一九卷一四一八六号一一七頁 写真）

④申うくるりせの事。

合一くわんもんちやう

右、くたんのりせにハ、ひやく□（もんカ）つゝのりふんをもつて、わき□（まへまいらせカ）申候へし。もしこのようとう一はいすき候ハゝ、いねミツ・すへミチミやうのうち、さかもとにたん、□やうねんかき

りて、なかくとをく、これ□（を）うりけんとして、ちきやう□いらせ候へし。又、このたさをいし候ハゝ、□もとミやううち、ミちのたにたんを、なかくとをくやうねんかきり、□これまで候へく候。もし□いらん申もの候ハゝ、とかにをこなわれ□へく候。よてこの日のため、しやう如件。

けんこう二ねん十月三日 れんしう（花押）

（以下略）

（元亨二（一二一三）年一〇月三日 蓼秀利錢借券 豊前永弘文書 三六卷二八一九一號二七九頁 写真によると原本では……線部が欠損）

⑤うりわたす。

五けんさんめんのいゑ一字

このいゑは、なかくとおく、せに四くわん二百に、せうとの二うりまいらせ候いぬ。：かやう申候いてのち、さまたけお申候人いてきに候ハゝ、ぬす人になして、とかにをこなはせ給候へきなり。あなかしこく。

（延応一（一二三九）年三月二一日 たんち某家屋売券 東大寺文書四ノ七四 八卷五三九九号三二頁 写真）

⑥はうしやす、ひこ三らうもろもりか事。

右のしさいハ、かのもろもり、れんかくかためニ、いちし

として心やすき事なく、ないけれども二、てうくふちうはらくろをいたすニよて、なかくとをく、こんしやうらいしやうはうしやせしむることろしち也。

〔嘉暦四（一二三二九）年八月九日 蓮観放状 豊前屋形三郎文書 三九卷三〇六八八号二三九頁〕

きをあひくして、ゆつりふミをかきて、ゆつりまいらせ候ところ也。

〔弘安元（一二七八）年一二月四日 源氏女所領譲状 東寺百合文書メ 一八卷一三三一三号三五頁 影写〕

のような鎌倉時代の譲状における仏語との併用も、古代の願文における

おく」が連語として使用されており、特に神文の神罰の部分である③などには、古代の祈請の「長：遠：」からの直接的影響が想定される。しかも、この形式は、④の錢借券、⑤の家屋の売券、⑥の不忠をした相手を放捨することを宣言した文書などの各証文の契約の期間としても使用されているのである。古代、祈請の場で祝いの気持ちを込めて用いられた「長：遠：」に繋がる形式が後代の証文で使用されていることは、契約期間用語としての「ながく」の源流を祈請用語と推察する重要な根拠たりえるのではないかと思う。

この他、

⑦八てう□□（よりカ）ミなみ、：の地ハ、こ入道しきやうはうかさうてんのそりやうにて候。しかるを、こけふんとして、あま妙蓮さうてんの地也。たゞしふつしのれうに、せにあハせて□百文を給て、とうしのしゆりのへたう二ふのそうつの御はうへ、なかくミらいきをかきりて、てつ

⑧遠限日月、究未來際、敬納彼寺、永為学分。：復誓、其後代有不道之主、邪賊之臣、若犯若破障而不行、是人必：終當落大地獄、無数劫中、永無出離、：永滅子孫。

〔天平感宝一（七四九）年閏五月二〇日 聖武天皇施入勅願文 遠江平田寺文書 『大日本古文書三』二四〇頁 影写〕や三ノ一の⑫のような表現との繋がりが連想されるし、前掲⑥の証文でも点線部「今生来生」のような仏語が使用されているなど、古文書の「ながく」が古代の祈請用語の流れを引くものであることを推測させる事例は少なくない。

すなわち、古文書の契約期間用語としての「ながく」の源流は、祈請の「ながく」であり、それが発展して文書における人間同士の誓いや約束の場でも広く用いられるようになつたのではないかと思う。このように考えると、「ながく」が「限永年」「限永代」等の漢語形よりも古くから多くの古文書で使用されていることも、時代を遡れば遡るほどその比率が高く

なることも理解しやすくなるはずである。

四 おわりに

三ノ三 まとめ

以上、表現する期間が相対的で曖昧である「ながし」が契約期間用語として多用されていることの理由を考察してきたが、その背景に古代の神仏との契約や祈り、祝いの言葉としての流れがあるとすると、信仰に関わる伝統的用語としての価値の前には、曖昧性は問題ではなかつたということになる。

さらに踏み込んで、古文書の「ながく」は、現代の誓いや約束の場で「一生…する」とか「ずっと…だ」といった表現が、時間を明確にしめすよりも動作・状態を強調するために使用される場合があるように、誓いや約束の程度副詞的な側面も持つていたのではないか等——打ち消し表現と共に用いられる二ノ二^⑫～^⑯他、〈別表18〉にあげた諸例などは、禁止の意味を強めるために用いられた陳述副詞的な用法と解釈することもできようが——とも考えてみると、今は想像の域を出ない。

本稿では、鎌倉時代の仮名文書に多用される「ながし」の使用状況を整理・報告し、それが固定的、定型句的に使用されていること、また、その源流が奈良時代以前の祈請用語であると考えられること等について述べた。抽象的な「ながし」が鎌倉時代の仮名文書の契約用語として多用されることとは——右の推論の当否は措いても——、その言語的性質を考える上で非常に重要な問題を提起していると思われる。また、古代の「長…遠…」に繋がる証文の「ながくとおく」が仮名文書にみえることも、その言語的性質を探る上で重要な手掛かりとなりそうだ。今後、形容詞以外の祈請に関わる諸語、時間・時間をあらわす諸語とも合わせて総合的に検証して行きたい。また鎌倉時代の漢字書きの古文書については、抽出調査により大略仮名文書と同様の用法であることを見たが、いずれ詳細に調査し、漢字書きと仮名書きの文書における「ながし」の相違、「永（エイ）」を用いる漢熟語との比較などもさらに明確にして行きたい。^(注15)

次稿では残りの高頻度形容詞「くわし」について報告、考

（注1）「仮名文書の形容詞（二）——高頻度形容詞『なし』『おなし』『かしこし』——」（九州産業大学国際文化学部紀要）一〇 一九九七年二月、「仮名文書の形容詞（二）——高頻度形容詞『うがたし』、特に『申しつくしがたし』『つくしがたし』など——」（九州産業大学国際文化学部紀要）一一 一九九八年三月）。

以下、本文中で「前稿（一）」というときは右の論文のうち前者を指し、「前稿（二）」というときは後者を指す。なお、本文中の用例やその出典の引用形式ほかの書式は、すべて、前稿（一）、前稿（二）に準ずる。

（注2）「古文書による国語史研究序説——『豊太閤真蹟集』について——」（『文献探求』一一 一九八三年七月）、「古文書語彙の性格——副詞を中心として——」（『語文研究』五七 一九八四年六月）、「国語資料としての仮名文書——鎌倉時代のオ段長音の開合と四つ仮名の混乱表記を通して——」（『国語学』一四六 一九八六年九月）、「国語資料としての仮名文書——鎌倉時代の二段活用の一段化例、ナ変の四段化例等をめぐって——」（奥村三雄 教授退官記念国語学論叢 桜楓社 一九八九年六月）、「国語資料としての仮名文書——助動詞をめぐって——」（『古代中世史論集』吉川弘文館 一九九〇年八月）、「古文書における『る・らる（被）』の特色」（『語文研究』七一 一九九一年六月）。「仮名文書の助動詞——『す・さす』『しむ』——」（九州産業大学教養部紀要）三〇ノ二 一九九三年二月）。また、仮名文書については、迫野虔徳「方言史料としての古文書・古記録」（平山輝男博士還暦記念会編『方言研究の問題点』明治書院 一九七〇年八月）、同「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」（『語文研究』二二 一九六六年一〇月）、福田良輔「方言と古文書」（『解釈と鑑賞』三四ノ八 一九六九年七月）他も参照。

（注3）ただしこのような下達文書や上申文書はほとんどが漢字で書かれおり、①②の文書も（②は引用部分以外に）わずかに仮名が混じっているに過ぎない。（注9）も参照。

（注4）佐藤進一氏の「起請文の発生に大きな関係をもつた古文書はおそらく祭文と起請の二つであろう。祭文は文字通り神を祭る文書であって、その場合、祭壇を設けて、幣帛・穀物・酒・果物などの供物を供えるのが通例であるが、そうした供物を将来にわたって神に約し、あるいは祈願成就の場合の奉賽を約することがあり、かかる誓約を保障する手段として、もしそれを履行しない場合には、神罰をうけてもいとわないという意味の文言を付記するようになったと考えられる。」（法政大学出版局刊『古文書学入門』一九七一年九月 二二六頁）という記述も参考になる。

（注5）菊地康明『日本古代土地所有の研究』（東京大学出版会 一九六九年三月）一九九頁

（注6）勝俣鎮夫『戦国法成立史論』（東京大学出版会 一九七九年三月）九四頁

（注7）笠松宏至氏の「仏物・僧物・人物」における「たとえば、建暦二年（一二一）三月の新制の一ヶ条では、国司が国衙領を神仏に寄進することを禁止し、とくにその寄進状に『あまつさへ永代免許の字を載せむ』——」（『九州産業大学教養部紀要』三〇ノ二 一九九三年二月）。また、仮名文書については、迫野虔徳「方言史料としての古文書・古記録」（平山輝男博士還暦記念会編『方言研究の問題点』明治書院 一九七〇年八月）、同「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」（『語文研究』二二 一九六六年一〇月）、福田良輔「方言と古文書」（『解釈と鑑賞』三四ノ八 一九六九年七月）他も参照。

（注8）「人物」から「仏物」「神物」に移った「もの」を、再び「人物」に帰さないとする力であろう。（平凡社刊『法と言葉の中世史』一一二頁 一九八四年九月）等の記述や、同氏『日本中世法史論』（東京大学

出版会 一九七九年) 第十章「仏陀施入之地不可悔返」、網野義彦『増補 無縁・公界・樂』(平凡社 一九八七年) 等参照。

(注 8) 一番多用されるのは「限永代」であるが、これは「限永年」と共に主に譲状や売券で使用され、譲渡・売買期間をあらわす「ながく」と入れ替え可能である。一方、「永代」「永年」は「ながく」と入れ替え可能なら、副詞的に用いられた例はさほど多くはないが、「永代更以不可有他人之違乱妨」などのように打ち消し表現を伴つて使用されることが多い。

(注 9) 『鎌倉遺文』全巻については未調査である。仮名文書については、「一〇二四巻(永仁三¹²二九五)年」まで調査したが、「永年限り」「永代を限り」型は一一四例で、「ながく」の方は一五三例見出された。

漢字書きの文書については『鎌倉遺文』のうち一、一〇、二〇巻を抽出して調査したが、「ながく」と読める「永」が一〇五例、「限永代」が一〇二例、「限永年」が一六例、副詞的に用いられた「永代」が二二例見出された。漢字書きの古文書においては下達文書や上申文書における「永」の用例の比率が高くなる(これは仮名書きの下達文書や上申文書の解や奏状の絶対数が少ないことによる)が、用法は仮名文書において述べたのとほぼ同じである。

(注 10) 「永代」の部分は「やうたい」「いやうたい」等と、「永年」の部分は「やうねん」「いやうねん」等とも表記される。

(注 11) 東京大学史料編纂所の平安時代フルテキストデータベースと『CD-ROM版 平安遺文』によると、『平安遺文』所収の仮名文書(仮名が少しでも混じっているものも含む)では「ながく」は二五例。「限永代」が三例、「限永年」が五例、副詞と見なされる「永代」が三例。漢字書きの古文書では、「限永代」が八〇例前後、「期永代」「以永代」等の同様の形式が一〇例前後、副詞と見なされる「永年」が二〇例前後、「限永年」が一三〇例前後、「期永年」「永年際」が各一、二例、副詞と

見なされる「永年」が一〇例前後、合わせて漢語形が二五〇例あまりであるのに對し、和語「永(ながく)」の方はゆうに一〇〇〇例を上回る。

(注 12) ただし、(12)は『大日本古文書三』の注記に「コノ文書ハ、今タゞ文案ヲ存スルノミニテ、書式文体等、當時ノモノニアラザルニ似タリト雖モ、姑クコニ取ム』(三五七頁)とある。

(注 13) 菊地氏は、三ノ一(14)(15)のような土地売買に関する「ながく」について「現存史料に見える永・當地などの用語例は、いずれも天平十五年の私有令以降にかかるものである」(注 5の一九七頁)と指摘しているが、このことも、証文の「ながく」が祈請用語のそれよりも新しいことを推測させる。

(注 14) 『時代別国語大辞典 上代編』(三省堂 一九六七年)の「なが(長)

の項③には「(2)(時間的状態として長いさま)の意味の上に、祝いの意味がこもつてゐる場合。これはトホと対にして用いることが多い。」とある。また、『万葉集』で、「とおながし」が

大船之 思憑而 木妨己 弥遠長 我念有 君尔依而者 言之故毛無有欲得 木綿手次 肩荷取懸 忌戸乎 斎穿居 玄黄之 神祇二衣吾祈 甚毛為便無見 大船の 思ひ頼みて さな葛 いや遠長く我が思へる 君によりては 言の故も なくありこそと 木綿だすき 肩に取り掛け 斎笠を 斎ひ掘り据ゑ 天地の 神にぞ我が祈む いたもすべなし

〈卷一三 三二八八番 小学館刊『新編日本古典文学全集 万葉集三』四二一頁〉

のような神への祈請のことを詠んだ長歌に使用されたり、「生きる」「大臣に仕える」「榮える」などのめでたい動作を修飾することなども参考になる。

(注 15) 「永」を含む漢語形は「限永代」を中心に後代になるほど多用されるが、これらも「ながく」と同様の期限の曖昧性をもつてゐる。これら

は曖昧性もそのままに古代の「ながく」の機能を継承したものか、と考えているが、鎌倉時代以降の用例や歴史的事実とも考え合わせ、さらに追求して行かねばならない問題である。

【付記】本稿は、平成十年度文部省科学研究費補助金奨励研究（A）「中世仮名文書の国語史的研究－形容詞・形容動詞の調査から－」の成果の一部である。

また、古文書の写真や影写本、「平安時代フルテキストデータベース」の閲覧に際し御高配を賜りました東京大学史料編纂所に厚くお礼申上げます。

【正誤表】前稿（一）において以下の数字が誤っていました。お詫びを申しますとともに、訂正をお願いします。

頁	該当箇所	誤	正
24	欄〈別表2〉の「ながし」欄の「物語中古」	120,0,5,44	113,0,47,46
中古	欄〈別表2〉の全形容詞延語数欄の「物語	24127	24128

〈別表14〉 仮名文書と他の諸資料の活用形

	語幹	未然	連用く(う)	連用かり	終止	連体	已然	命令	合計
仮名文書	0	1	358	0	3	18	0	0	380
日記中世	とはづがたり	0	0	9	0	7	0	0	16
隨筆中世	方丈記	0	0	0	0	0	0	0	0
	徒然草	0	0	4	0	0	6	1	11
説話中世	十訓抄	0	0	7	1	0	2	4	14
	発心集	0	0	4	0	1	1	0	6
軍記中世	保元	0	0	4	1	0	1	0	6
	平治	0	0	0	0	0	0	0	0
	平家	1	0	14	0	0	11	0	26
	曾我	0	0	15	0	0	6	0	21
	義経	0	0	4	0	0	5	0	9
日記中古	土佐	0	0	1	0	0	1	0	2
	蜻蛉	0	0	3	0	0	8	0	11
	和泉式部	0	0	0	0	0	0	0	0
	紫式部	0	0	2	0	0	1	0	3
	更級	0	0	3	0	0	1	0	4
隨筆中古	枕草子	0	0	14	1	0	9	0	24
歴史中古	大鏡	0	0	11	0	1	2	0	14
物語中古	竹取	0	0	0	0	0	2	0	2
	伊勢	0	1	1	0	0	0	0	2
	平中	0	0	0	0	0	3	0	3
	大和	0	1	1	1	0	5	0	8
	源氏	0	5	41	1	0	49	1	98

〈別表15〉 資料別の「ながし」の意味

	時間の長さを表す例	物体の長さを表す例	合 計
仮名文書	374	6	380
日記中世	とはづがたり	16	0
隨筆中世	徒然草	11	0
説話中世	十訓抄	10	4
	発心集	6	0
軍記中世	保元	4	2
	平家	22	4
	曾我	20	1
	義経記	6	3
日記中古	土佐	1	1
	蜻蛉	9	2
	紫式部	1	2
	更級	2	2
隨筆中古	枕草子	2	22
歴史中古	大鏡	10	4
物語中古	竹取	1	1
	伊勢	2	0
	平中	2	1
	大和	3	5
	源氏	79	19
			98

〈別表17〉〈別表2〉の諸資料において「ながし」
が修飾する動作や事柄

		修飾する動作や事柄		用例数
物 体 の 長 さ	活 用 語	時 間 の 長 さ	活 用 語	
名詞	桜を折る	名詞	沈む	11
	指貫を踏みしだく		内侍になる	4
	糸を結ぶ		入る（下二）	2
	紙を引く		拝す	2
	垂氷をかけわたす		拝顔す	2
	髪が生う		怖る	2
	髪を引く		聞く	2
	矢束を引く		閉じこもる	2
	葉玉を付く		本望を遂げしむ	2
	鈴を具す		免る	2
	髪		落とす	2
	花房		連れ添う	2
	頬		世・命	1
	根		夜・日・闇	1
	爪		事・話	1
	おくみ		行く末	1
	袴		契り	1
	菰		精進・物忌み	1
	綱		ためし・世語り	1
	枝		疵・恥	1
	松明		心・用意	1
	菖蒲		別れ	1
	上の衣		恨み	1
	植える		ありさま	1
	裾		ほだし	1
	草		形見	1
	足手		今様	1
	太刀		思いいで	1
	竹の節		住みか	1
	藤のしない		春の盛り	1
	透廊		詮議	1
物 体 の 長 さ	柄（え）		息	1
	柄（つか）		浮き世の夢	1
	毛	活 用 語	下襲を引く	3
	柳		衣を出す	1
	腕（かいな）		汗衫を引く	1
			袴を着なす	1
			綱を引く	1

仮名文書の形容詞（三）

〈別表18〉 仮名文書における打ち消し表現を伴う「ながし」

		下達	上申	証文	書状	神仏	合計	
ながく	名詞+有り／わざらいあり	～べからず ～じ ～まじ	0	0	1	0	0	1
	名詞+有り／違乱あり		0	0	2	0	0	2
	名詞+有り／疑う心あり		0	0	0	1	0	1
	名詞+有り／競望の儀あり		0	0	1	0	0	1
	名詞+有り／子細あり		0	0	1	0	0	1
	名詞+有り／相違あり		0	0	1	0	0	1
	名詞+有り／憂き世にあり		0	1	0	0	0	1
	名詞+有り／返悔する事あり		0	0	1	0	0	1
	名詞+有り／妨げあり		0	0	5	0	0	5
	名詞+有り／離れることあり		0	0	0	1	0	1
	正覚を見る		0	0	0	0	3	3
	知行す		0	0	3	0	0	3
	いうわす		0	0	1	0	0	1
	つかまつる		0	1	0	0	0	1
	遺失す		0	0	1	0	0	1
	引く		0	0	0	0	1	1
	越訴す		0	0	1	0	0	1
	往生す		0	0	0	1	0	1
	会う		0	0	0	0	1	1
	叶う		0	1	0	0	0	1
	帰る		0	0	0	0	1	1
	継ぐ		0	0	1	0	0	1
	子細を申す		0	0	1	0	0	1
	失墮す		0	0	0	0	1	1
	受ける		0	0	0	0	1	1
	召し使わる		0	0	1	0	0	1
	正覚なる		0	0	0	0	1	1
	墮つ		0	0	0	0	1	1
	名詞+たり／庄務仁たり		0	0	0	0	1	1
	名詞+なり／ぬしにあり		0	0	1	0	0	1
	狼藉をす		0	1	0	0	0	1
	申すに及ぶ	ず	0	0	0	1	0	1
合 計			0	4	22	4	11	41